

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成24年12月10日現在

1. 商品名	・財形住宅預金
2. ご利用いただける方	・当行と財形住宅預金の取扱契約を締結された企業（以下「事業主」といいます）の55歳未満の勤労者の方 お一人様一契約とさせていただきます。
3. 積立の目的	・住宅の取得・増改築・マンション等のリフォーム。
4. 積立期間	・5年以上
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・事業主が預金者に代わり、預金者に支払う給与から天引きしてお預入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1,000円の整数倍
6. 払戻要件	・積立金は持家としての住宅取得および増改築のための費用の一部（頭金）または全部に充当するものとします。 詳しくは窓口へお問合せください。
7. 払戻方法	【住宅の取得や増改築等（以下「住宅の取得等」）の後にお支払いする場合】 お支払い金額 ・財形住宅預金の元利金のうち、住宅の取得等に要した費用の額以下を1回に限りお支払いいたします。 支払期限 ・住宅の取得等の日から1年以内とさせていただきます。 【「住宅の取得等」の前にお支払いする場合】 お支払い金額 ・財形住宅預金の残高90%、もしくは住宅の取得等に要する費用の額のうち、いずれか低い額を1回に限りお支払いいたします。 払戻しには、工事請負契約書などの資料が必要になります。詳しくは、窓口へお問合せください。
8. 預金種類	・お預入れごとに1口ずつの「リレー期日指定定期預金（元加式）」を作成いたします。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 満期日以降	・お預入れ時点の店頭表示金利を適用させていただきます。 ・金利については窓口にご照会ください。 ・満期日以降に一括して払戻しいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算いたします。 ・満期日以降の利息は解約日時点の普通預金利率を適用します。
10. 課税	・元本550万円まで非課税扱い。 (ただし、利息を含む財形年金預金との合算) ・残高が非課税限度額を超過した場合、または積立中断期間が2年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさない事態が生じた場合は、利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 非課税の要件を満たさない事態が生じた場合、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

1 1 . 要件外支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として住宅以外の払戻しをすることはできません。やむを得ない事情により住宅以外で払戻す場合は、過去5年間遡って利息に20%の税金がかかります。ただし、 ・要件違反時の利息計算は1年複利となります。
1 2 . 手数料	-
1 3 . 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル財制度の対象となります。
1 4 . 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息と一緒に払い戻しいたします。 <p style="text-align: center;">【中途解約利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 6 か月未満…………… 解約日における普通預金利率 (2) 6 か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率×90%
1 5 . その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の取得等の目的による払戻しであっても、利子を課税扱いとさせていただく場合がございます。詳しくは窓口へお問合せください。 ・預金保険制度の対象となります。 (1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されます)
1 6 . 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>